平成26年規制改革実施計画フォローアップ結果(抄)(平成27年3月31日時点)

(15. 12. 7)

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容					実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	→ 所管省庁	措置 状況	これまでの実施状況	(平成27年3月31日時点)
•	国立大学によるベン チャー育成のための環 境整備等(事業者にお ける適切な体制整備)	特定研究成果活用支援事業者について、常勤・中立性・独立性を確保し、適正なガバナンスが実行できる体制を整備できるよう、当該事業者の申請に係る特定研究成果活用支援事業計画の認定に当たっては、当該体制が整備されていることを条件とする。また、本事業は、国立大学法人等が出資を行うことによって特定研究成果活用支援事業を支援する点を踏まえ、事業全体として資金回収の蓋然性が高くなるよう、特定研究成果活用支援事業計画の中で事業の内容及び使途を明確化させる。事業の内容及び使途が合理的でない計画については認定しないこととする。	平成26年度以降	文部科学省経済産業省	措置済	特定研究成果活用支援事業計画の認定に当たっては、適正なガバナンスが実行できる体制を確保するため、支援の対象となる特定研究成果活用事業者及び当該支援の内容を審査する合議制の機関を整備すること等を、文部科学大臣及び経済産業大臣が定める特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する方針(平成二十六年三月三十一日文部科学省・経済産業省告示第四号)に規定し、認定の条件としている。また、事業計画においては、支援対象、実施時期等の事業内容を記載し、事業を実施するに当たり必要な資金の使途及び迅速方法についての内訳を記載した書類を事業計画と認定等に関する省令(平成二十六年三月三十一日文部科学省・経済産業省令第二号)に規定しており、事業の内容及び使途が合理的でない計画については認定していない。	引き続き、当該省令及び実施指針に基づき、適切な認定を行う。
2	国立大学によるベン チャー育成のための環 境整備等(業務執行法 人等の統制)	国立大学法人から認定特定研究成果活用支援事業者への出資認可に際して、その認可基準(文部科学大臣決定)において、大学による議決権の行使に当たっては、外部の有識者の意見を聴いた上で行うなど、事業者による意思決定に係る独立性・中立性に十分に配慮することとする。また、当該大学における事業者の選定に当たっては、事業者がベンチャー企業等への投資を実施するに当たっての高い専門能力を有することについて厳正に審査することとする。	平成26年度以降 継続的に実施	文部科学省	措置済	国立大学法人及び大学共同利用機関法人の出資に関する認可基準及び認可申請書等の様式等(平成十六年三月三十一日文部科学大臣決定。以下「基準」という。)において、大学等が認定特定研究成果活用支援事業者に対する出資を行うに当たっては、外部有識者の助言を得つつ、当該事業者による特定研究成果活用支援事業の実施状況を定期的に把握し評価する体制が構築されていることと規定し、事業者による意思決定の独立性・中立性に配慮している。また、各大学が事業者を選定するに当たっては、国立大学法人評価委員会官民イノベーションプログラム部会における指摘や路まえて、認定特定研究成果活用支援事者における技術や経営に知見のある役職員等を確保するなど、事業者が高い専門性を有することについて厳正に審査している。	を行う。
3		国立大学法人による特定研究成果活用支援事業者の選定等について、そのプロセスの事後的な検証が可能となるよう、各大学において記録保持を行うこととする。	平成26年度以降 継続的に実施	文部科学省	措置済	基準において、「出資に当たって、役員会の議を経る他経営協議会の審議を経ていること。その際には、役員会及び経営協議会それぞれの議事録が作成され、出資に関する議事の内容が明瞭に記載されていること」と規定しており、各大学において、適切に記録保持が行われている。	引き続き、当該基準に基づき、適切な認定を行う。

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容					実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁	措置 状況	これまでの実施状況	(平成27年3月31日時点)
4	国立大学によるベン		平成26年度以降 継続的に実施	文部科学省経済産業省		「官民ファンドの運営に係るガイドライン」及び産業競争力強化 法第百三十七条に基づき、特定研究成果活用支援事業計画 の認定等に関する省令(平成二十六年三月三十一日文部科 学省・経済産業省令第二号)において、認定特定研究成果活 用支援事業者は、各事業年度における実施状況について、当 該事業年度終了後三月以内に報告をしなければならないこと を規定している。 なお、現在のところ、報告書の提出期限を迎えていない。	各事業年度終了後三月以内の報告を通じて、認定特定 研究成果活用支援事業者による投資内容及び投資実行 後の状況等の検証を行う。
(5)	国立大学によるベン チャー育成のための環 境整備等(制度の在り 方)	認定特定研究成果活用支援事業者が実施する特定研究成果活用支援事業についての定期的な検証(投資案件の決定等の経営判断が、国立大学法人等から独立性・中立性を確保してなされているかについての検証を含む。)の結果をもとに、当該事業の枠組みの在り方について検討し、必要に応じて所要の措置をとる。	平成26年度以降 継続的に検討、 必要に応じて措 置	文部科学省経済産業省	_	「官民ファンドの運営に係るガイドライン」及び産業競争力強化 法第百三十七条に基づき、特定研究成果活用支援事業計画 の認定等に関する省令(平成二十六年三月三十一日文部科 学省・経済産業省令第二号)において、認定特定研究成果活 用支援事業者は、各事業年度における実施状況について、当 該事業年度終了後三月以内に報告をしなければならないこと を規定している。 なお、現在のところ、報告書の提出期限を迎えていない。	各事業年度終了後三月以内の報告を通じて、認定特定 研究成果活用支援事業者による投資内容及び投資実行 後の状況等の検証を行う。